

庶第 107 号  
令和 3 年 9 月 27 日

飯山市特別職報酬等審議会会長 様

飯山市長 足立 正則

特別職の報酬等の額について（諮問）

飯山市特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定により、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

#### 記

##### 1 諮問事項

- (1) 市長、副市長及び教育長の給料、期末手当及び退職手当の額に関し、改正の適否及び適正な額
- (2) 市議会議員の報酬、期末手当の額に関し、改正の適否及び適正な額

##### 2 答申を得たい期限

令和 3 年 12 月 28 日（火）